

第4章 台湾における地方政治と地方環境政策 雲林縣の事例を中心に

著者	寺尾 忠能
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	566
雑誌名	アジアにおける分権化と環境政策
ページ	119-144
発行年	2008
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011727

第4章

台湾における地方政治と地方環境政策

雲林縣の事例を中心に

寺尾 忠能

はじめに

権威主義体制下の台湾において、中央政府レベルでの選挙は長く行われなかったが、一部を除く地方政府の首長選挙，地方議会選挙は行われ続けてきた。しかし，政治的自由が著しく制限された状況下で行われていたそれらの地方選挙は，権威主義体制を補完し，体制への不満を一定程度緩和するために利用されていた。1980年代半ばからは民主化が進み，国民党の地方政治への強権的な介入による制御が行われなくなり，地方政府の自立性が高まってきている。台湾においては，民主化と政治的自由化が地方分権化をもたらしたといえる。1990年代後半には，制度的には台湾省政府の形骸化，実質的な廃止による地方分権化も行われた。民主化，地方分権化をうけて，地方政府の環境政策も多様化しつつある。本章では，民主化，分権化が進展して以降も特に経済開発推進の姿勢を強く示してきた雲林縣を事例として取り上げ，その開発の過程で発生した様々な環境問題について述べ，地方政治と環境問題，環境政策との関連について論じる。

第1節では，台湾における地方分権化についての概略を説明し，第2節では民主化と地方分権化との関係と，環境政策における中央地方関係について説明する。以下は雲林縣の事例にそって進め，第3節では雲林縣の置かれた

状況と環境政治にかかわるいくつかの事件を紹介する。第4節で雲林縣の事例に則して、後進地域における「開発と環境」をめぐる地方政治と地方環境政策、開発戦略の展開について議論する。

第1節 台湾における地方分権化と地方政府

1949年に国民党政権が大陸から移転して以後の台湾では、権威主義体制下で地方政府の権限は著しく制限されていた。国会議員に相当する立法院と国民代表大会の委員は、中国大陸の選挙区での選挙を実施できないことを理由に、長年にわたり改選されず、「万年議員」とよばれていた。立法院の全面改選が行われたのは1992年である。しかし、同じく権威主義体制下にあった韓国とは異なり、国民党の権威主義体制下においても地方政府の首長（台湾省、台北市、高雄市での一時期を除く）と地方議会の選挙は行われていた。日本の植民地支配の後に大陸から移転して植民地政権に取って代わった「外来政権」である国民党政権は、台湾の地方政治に基盤を持たなかったが、国民党政権は植民地時代から存在した地方の政治勢力を取り込み、各地で複数の政治勢力を競わせながら、各地の地方政治勢力が協力関係を結んで台湾全体に及ぶ政治的ネットワークを築くことを巧みに防ぎ、台湾全土を長期にわたって統治することに成功した。その背景、基盤には、中央政府の政治権力の独占と、軍・治安警察などといった暴力装置の圧倒的な独占があった⁽¹⁾。

ただし、国民党による地方政治のコントロールは、常に完全に機能したわけではなく、一定の反国民党勢力（「党外勢力」とよばれた）が権威主義体制下においても地方議会や地方政府の首長を占めていた。1980年代に進展した民主化の過程では、1986年に結成された民主進歩党（民進党）を中心とした野党勢力が各地の地方政府、地方議会でも躍進した。さらに、1997年の地方選挙では、縣政府の首長（縣長）の過半数を民進党が占めるに至った。

台湾における地方分権化において、直接的に最も重要な制度的変化は、1998

年に行われた台湾省政府の事実上の廃止であった。台湾省政府の管轄区域は、中華民国の実効支配地域から中国大陆に隣接する金門・馬祖地区を除いた台湾地区のうち、行政院直轄市である台北市と高雄市を除いたすべての地域である。中央政府と縣・市政府の間に、広大な範囲を占める省政府が介在し、中央政府があたかも二重に存在するような状態であった。台湾省政府の存在は、分裂国家の片割れである台湾の負の遺産のひとつであった。中華民国政府の統治が台湾だけではなく大陸中国を含む全体に及ぶという虚構(「法統」とよばれる)が、台湾省政府の存在を必要としていた。しかも、台湾省政府は単なる形式的な存在では決してなく、土木などの公共建設や農業政策の実施などで多大な規模の予算を配分する権限を持ち、省政府と省議会はそうした利権を配分する重要な機関であった。

李登輝政権下の1995年、与野党の協議に基づき、省政府の事実上の廃止が省政府の頭ごなしに決定された。ここで正式な廃止に至らなかった理由には、中華民国憲法の全面的な改定作業を避けるという意味と、「廃省」を台湾独立につながるとする中国共産党政権や台湾内の反独立派、統一派を過度に刺激しないという配慮もあったと見られる。

台湾省政府の事実上の廃止により、省政府が持っていた権限、予算、人員などは中央政府と縣・市レベルの地方政府との間で分けられることになった。台湾省政府も形式的には地方政府のひとつであるので、省政府の事実上の廃止は形式的には地方分権化ではなく、むしろ中央集権化の動きということも可能であろう。しかし、実質的には、縣・市レベルの地方政府の強化という意味で明らかに地方分権化の動きであった⁽²⁾。

第2節 民主化・地方分権化と環境政策

台湾の地方分権において、制度的に目立った変化は台湾省政府の機能の形骸化、事実上の廃止であったが、最も重要な変化は、以前は国民党中央に制

御されていた地方政府，地方政治家が民主化，政治的自由化によって自律性を獲得したことであったといえる。これは，国民党の支配体制のなかで管理されていた地方派閥にとっても，支配の外部にあった野党勢力にとっても重要な変化であった。

民進党は，各地の「党外勢力」が結集して結成されたが，権威主義体制下で抑圧されていた各種の社会運動とも連携関係を持っていて，反公害・反開発運動，特に反原発運動と密接な関係を結んでいた。そうした反公害運動勢力との関係を背景として，民進党出身の地方政府首長は，大規模開発に慎重であると考えられてきた。たとえば，北部で民進党の有力基盤であった宜蘭縣では，民進党籍の縣長が，民間大企業の台湾プラスチックグループが1986年に発表し，中央政府も後押しした宜蘭縣における第六ナフサ分解プラント建設計画（「六輕」とよばれる，台湾で6番目のナフサ分解プラント）に反対して，宜蘭縣におけるこの計画を断念させている。また，1998年に台中縣においては，当時台湾で史上最大規模の外資による工場建設計画だったデュボン社による二酸化チタン工場建設計画に対して，民進党籍で環境保護運動の指導者だった経歴を持つ廖永來縣長が，建設の可否を問う住民投票を実施すると主張して，実質的に計画を中止に追い込んでいる。

台湾における民主化の進展と環境政策との関係を論じる議論は，少なくとも1990年代初めの時点では，政治的自由化，民主化が地方分権，地方自治を拡大し，さらに結果として反大規模開発を主張する社会運動と政治的に近かった民進党が地方政府で政権をとることによって，地方で環境政策が促進されるという可能性が主として考慮されていたといえる⁽³⁾。また，1990年代初めの時点では中央政府の政権交代が近い将来に実現することは，台湾政治研究においてもほとんど想定されていなかった。

1990年代に民主化が進展するとともに，地方政府の自律性が高まり，地方政府が環境政策を含む公共政策においても，開発政策においても独自の政策を推進することが可能になった。台湾で自律的な政策をとりうる地方政府とは，1998年の台湾省政府の事実上の廃止（「精省」とよばれる）の後は，中央

政府の行政院直轄市である台北市と高雄市の市政府，16ある各縣の縣政府，および縣と同格とされる5つの市の市政府である。縣の下に置かれた市，郷，鎮のそれぞれの政府は，より上位が「政府」とよばれているのに対して「公所」とよばれており，英語訳も上位の「政府」が“government”であるのに対して「公所」は“office”と訳され区別されている。上位の「政府」とは異なり，「公所」は独自の財源を持たず，財政規模も非常に小さい⁽⁴⁾。したがって，それぞれが所属する上位の「政府」(縣政府)による政策と財源配分に左右され，独自の政策を実行することはきわめて困難と考えられる。

台湾において，中央政府と地方政府との行政権限の区分が必ずしも明確ではないという問題が指摘されている。環境政策においても，法制度から見ても実態から見ても，中央政府と地方政府との権限関係は明確ではない。まず法制度的な側面では，中央政府内で，環境政策を主に行う機関である行政院環境保護署以外に，經濟部，交通部，内政部，衛生署，農業委員會など，多数の官庁が関係しており行政権限が集中していない。このため，行政院環境保護署は環境政策の執行機関という性格を持つと同時に，多数の官庁間を調整する機能も重要となっている。この問題は，行政院環境保護署が1987年に設置された中央政府内では新しい機関であることに起因すると見られる。この問題を克服するために，行政院環境保護署を「環境部」に昇格させてその権限を強化するという行政機構改革案が以前から検討されているが，実現に至っていない。

中央政府と地方政府との権限関係は，権威主義体制下では中央政府(行政院)と台湾省政府の行政命令に基づく「綱要自治」にすぎず，明確な法的基盤がないものであった。権威主義体制のもとで地方政府の権限が著しく制限されていた時期には大きな問題を生じなかったが，民主化の進展に伴い地方政府の自律性が増すにつれて中央地方関係の再構築が必要とされた。1994年に「省縣自治法」が制定され，さらに1998年の省政府の実質的な廃止を受けて1999年に「地方制度法」が制定されたが，権威主義体制下から続く中央地方関係の曖昧さはその後も完全には解消されていないとされている⁽⁵⁾。実

際、それぞれの政策分野によって、中央政府と地方政府との権限関係、役割分担、どのレベルの地方政府までが関与するかなど、まったく異なっている。上記のように、環境政策の場合、幅広い分野にまたがって行われるうえに、中央政府においても権限が及ぶ官庁の数が多いため、中央政府と地方政府の関係は他の政策分野におけるそれよりも一層複雑な調整を必要とされることになる。

中央政府の行政院環境保護署は、環境政策の執行を担保する意味から、また各地方の環境政策を標準化し少なくともナショナル・ミニマムを達成させる意味からも、各地方政府の環境政策遂行能力を高めるためにいくつかの施策を行っている。そうした政策のひとつとして、「地方環保機關績效考核計畫」があげられる。行政院環境保護署は毎年3月に、縣政府および縣と同格の市の政府における環境保護部門の前年の行政成果達成度を採点し、順位をつけて発表している。評価に当たって作成される指標は、きわめて多岐にわたる評価項目のそれぞれを数値化、標準化して、加重平均して作成されている。公表されている項目を見ると、大気、水質、騒音、土壌それぞれの汚染防止対策、廃棄物管理、廃棄物焼却施設、有毒物質管理、公害苦情処理、環境モニタリングなど、広義の環境管理にかかわる項目に、あわせて全体の約8割の加重が与えられている。環境情報の収集・整理、環境教育、環境影響評価、環境管理計画、重大な公害紛争の処理などの項目に残りの2割あまりの加重が与えられている⁽⁶⁾。その評価内容は、各地方政府の行政効率がどの程度改善しているかを評価づけたものである。「地方環保機關績效考核計畫」は1992年に最初の評価が行われており、その後1997年にも行われ、近年では毎年行われるようになってきている。上位の地方政府環境保護部門は表彰されるが、得点が低い環境保護部門については環境保護署長からその機関が属する縣・市の縣長・市長および縣議會・市議會議長に改善を求める文書が送られる。台北市、高雄市、台中市などの大都市の地方政府が毎年上位に名を連ねている。

地方環境政策に関係する中央政府のもうひとつの重大な施策として、「地方

環境保護計画」策定の指導がある。「地方環境保護計画」は、1998年に行政院で決定された、一国全体の環境保護政策の目的と方向を定めた「国家環境保護計画」のなかに位置づけられるものである。2002年に制定された「環境基本法」にその策定が定められている⁽⁷⁾。具体的には、地方環境保護計画は、国家環境保護計画で定められている指標の作成のための情報を収集し、加えて各地方の環境資源の状況に合わせた特色のある指標を作成し、それらの指標を総合化することを目指している。各地方政府に対して、政策の長期的な数値目標を定めさせることに力点がある。環境政策を方向づける「環境基本計画」と並んで、環境、経済、社会を包括する“Sustainable Development”を目指す計画として「永續發展策略規劃」があり、「國家永續發展策略規劃」のもとに各縣・市地方政府の「地方永續發展策略規劃」が作られている。

台湾における分権化と環境政策についての先行研究は多くないが、Tang and Tang [2006] は、水産養殖場の開発などによる地下水の過剰汲上げに起因する地盤沈下を例にして、民主化、分権化が環境政策に与えた影響について検討している⁽⁸⁾。Tangたちの分析は中央政府と地方政府の関係だけではなく、民主化に伴う意思決定の分権化全般の影響に及んでいる。彼らの議論では、民主化に伴う分権化は、そのプロセスの初期段階で、少なくとも短期的には環境政策（ここでは地盤沈下の主な原因となる地下水の違法な汲上げの規制）の推進を困難にしたことが明らかにされている。権威主義体制下では地方政府は中央政府の命令に従わざるをえなかったが、民主化によって実質的に引き起こされた分権化に伴って、それぞれの地域の政治構造、水産養殖業者の利害などを重視するようになり、1980年代後半に中央政府が地下水汲上げ規制を試みた際には地方政府がその執行を十分に行わなかった。民主化に伴う分権化が利害関係の調整を困難にし、環境政策の執行を困難にした。また、地方政府がそれぞれの地域の産業発展を重視することにより環境政策の執行を十分に行わなかったという事態も、他国の事例と同様に指摘できる。

しかし、Tangたちはより長期的には、民主化とそれに伴う分権化が環境政策を推進する要因となったと主張している。地盤沈下への対策が進まず洪水

などの被害が続くマスメディアで報道されることにより、直接的な利害関係者ではない市民のこの問題への関心も高まった。中央政府内での機構の改革、地方の大学、研究機関による利害関係の調整と地下水利用を減らすための技術革新への協力、地方政府の担当者の政策執行への意欲を高めるような制度改革、水産養殖業者らが業界団体を組織し自主的取組みを始めたことなどによって、1990年代後半以降地盤沈下対策が急速に進んだ。民主化、分権化は、問題への社会的な関心の高まりと、これまでは政策に関与しなかった主体の意思決定と執行への広範な参加をもたらし、それらの圧力が問題解決に必要な制度改革と組織改革を可能にした。

Tang and Tang [2006] の分析は地盤沈下対策以外の環境政策に対しても示唆を与えてくれると考えられる。ただし、地盤沈下対策と深く関連する地下水の管理は、環境政策のなかでも資源管理に近い性格があり、産業公害対策や廃棄物管理などを含む環境政策とは異なった側面もある⁽⁹⁾。そうした点に注意しながら、以下では台湾西海岸の中南部に位置し農林水産業が盛んな後進地域である雲林縣における「開発と環境」をめぐる政策が民主化、分権化によってどのような影響を受けたかを検討する。

第3節 雲林縣における「開発と環境」

以下では、民主化、分権化が進展して以後も地方政府が環境保護政策よりも開発政策に重点を置き続けた事例として、雲林縣を取り上げて検討する。雲林縣は寺尾 [2005: 第5節] でも地方分権化が地方政府による環境政策を進展させず、むしろ開発政策の重点化を推し進めた事例として取り上げている。雲林縣においては、「開発と環境」をめぐる様々な問題、特に廃棄物焼却場の建設問題が、地方政治の最も重要な争点となり、結果として大きな政治変動をもたらした。この変化は現在も進行しつつある。特に2005年12月に行われた縣長選挙で民進党の候補が初めて当選し、それまでの政策が大幅に見

直されつつある。

1. 雲林縣の環境概況⁽¹⁰⁾

雲林縣は台湾の西海岸の中南部に位置している。開発が進んでいる西海岸では例外的に工業化が遅れており、今でも農業、畜産業、水産養殖業、建設業などが主要な産業となっている後進地域である。雲林縣の面積は1290平方キロメートルで、そのうち平地が87%を占め、山地に区分されるのは1割である。総面積の約65%が農牧業に利用されている。西海岸のなかでは工業化が遅れているが、近年は臨海部で第六ナフサ分解プラントや埋立てによる離島工業区などが建設されており、大規模開発が進められつつある。ただしそれらの大規模工業は飛び地的な工業化であり、雲林縣の他の地域の雇用の大幅な拡大などといった大きな連関効果をもたらしていない。雲林縣の人口は約75万人で、縣内に特に目立った大都市はない。縣政府が置かれている斗六市でも都市化はあまり進んでいない。斗六市の人口は約10万人である。人口の大部分は、台湾でマジョリティーの福老系の「本省人」である。

雲林縣の環境汚染の全般的な状況は、産業構造と都市化の状況を反映したものととなっている。大気汚染の状況は台湾全体の平均的な水準にあるが、騒音の低さ(25の縣・市のうち第4位)と飲料水の水質の高さ(同第1位)は全国でもトップレベルにある。一方、土壌の重金属汚染の水準は非常に悪い(同第22位)。また資源回収率の水準もやや低く(同第16位)、市民の環境意識の低さを物語っている。環境保護に関する行政経費の支出水準は最も低い水準にあり(同第23位)、環境教育、公報にかかわる経費も少ない(同第15位)⁽¹¹⁾。飲料水の水質は良好だが、河川の水質は必ずしも良くない。雲林縣内の3つの主要な河川である北港溪、濁水溪、新虎尾溪のうち、北港溪は最も汚染度が高い「嚴重汚染」に区分される部分の距離が河川総距離の95%、濁水溪は60%、新虎尾溪は68%を占める⁽¹²⁾。工業化が遅れている一方で水質への負荷が大きい養豚の飼育頭数が全国1位であることを反映して、水質汚濁の主要な負

荷は畜産によるものであり、有機物による汚染を表わすBOD₅で計った水質への負荷の82%を占めている⁽¹³⁾。他に重要な環境問題として、沿岸部での水産養殖が盛んで地下水が大量に汲み上げられていることによる地盤沈下があげられる。地盤沈下に直面している面積は約610平方キロメートル、最大累積沈下量は2.15メートルに達し、台湾の他の地域と比べても深刻な状況であり、台風による高潮や洪水の被害に遭遇しやすくなっている⁽¹⁴⁾。

2. 林内郷湖内村の虎頭山の開発とヤイロチョウ（八色鳥）

経済開発が相対的に遅れている雲林縣でも、近年、様々な形で開発が進められており、産業公害や希少な自然資源の破壊の問題が表面化してきている。以下では、雲林縣における「開発と環境」にかかわる重要な事件を取り上げて、雲林縣の環境政治の背景を考察する。

1999年から2005年まで雲林縣長をつとめた張榮味は建設業者に近いといわれ、林内郷湖本村にある枕頭山に生息する世界的に希少な渡り鳥、ヤイロチョウ（中国語名「八色鳥」、英語名 Fairy Pitta）の保護を求める地域住民と国際的な野鳥保護運動団体の反対運動を無視し、建設工事に土砂を採取するために枕頭山を削りとうとする業者に対して何ら有効な措置をとろうとしなかった⁽¹⁵⁾。

1999年3月に雲林縣政府が湖本村の虎頭山からの土砂採取を許可したが、湖本村の住民たちはこれに反発し、同年10月に雲林縣野鳥學會を設立し、八色鳥の保護を訴えた。2000年5月に中華民國野鳥學會が署名活動を行い、21カ国の73の団体から賛同を得た。

八色鳥は渡り鳥で、冬はマレーシアやインドネシアで過ごし、夏に台湾、韓国、日本、中国などに渡って繁殖する。生息地の開発が進んだことにより、全世界で数千羽程度しか棲息していないと見られており、絶滅が危惧されている状態にある。虎頭山だけで15から20羽、湖本村全体では20つがい以上の八色鳥が棲息し、世界最大規模の八色鳥の繁殖地とされている。

林内郷湖本村は斗六市の郊外にある人口1000人ほどの山間の村である。2000年当時、湖本村の村長だった尹伶瑛は、花蓮縣生まれの第2世代の「外省人」(植民地支配終結以後に中国大陸から移住した人々とその子弟たち)である。雲林縣出身で台北の大学で学んだ廖榮林と台北で出会い、結婚して24歳の時に雲林縣西螺郷に移住し、以後20年近くにわたって農家の主婦として生活していた。夫の廖榮林は環境工学関係のエンジニアリング会社を経営していた。林内郷湖本村の自然環境に惹かれてこの村に通い、地域の資源を活かした地域社会の再生への取組みを村人たちや周辺に住む知識人と共同で始めようとしていた。地域のコミュニティー活動団体である「社區發展協會」の理事長を経て、尹伶瑛は村人らの支持を得て湖本村で初めての女性の村長に当選した。虎頭山の開発が始められたのは、湖本村の地域再生への取組みが始まったばかりの頃であった。尹伶瑛は、2000年4月の國民大会代表選挙に雲林縣選挙区から立候補し落選するが、同年に行われた雲林縣議会選挙では縣議員に初当選する。尹議員らの反対運動にもかかわらず、縣政府は有効な対策をとらず、虎頭山の開発を止めようとしなかった。また、中央政府で野生生物保護に携わる行政院農業委員會も地方政府が対処すべき問題として積極的な関与をしようとしなかった。

3. 林内郷の廃棄物焼却場建設問題

中央政府の行政院環境保護署は、1990年代初めに北部の桃園縣などで一般廃棄物の埋立処分場が著しく不足し回収できなくなったごみが路上に溢れるという非常事態が続いたことを受けて、1991年以降、それまで主流だった埋立処分場から焼却処分へ全面的に転換して、全国の縣および(縣と同格の)市にそれぞれひとつ以上の一般廃棄物焼却場を建設する政策(「一縣市一焚化爐」政策とよばれる)を推進していた。行政院環境保護署による1996年の「鼓勵公民營機構興建營運垃圾廠推動方案」では、その時点でまだ建設計画が決定していなかった雲林縣を含む15の縣・市でBOO(Built, Operate, and Own)ない

しはBOT (Built, Operate, and Transfer) 方式による焼却場の建設計画が決定された。それぞれの焼却場の建設主体は各地方政府であったが、中央政府からの高い比率での財政的な補助が行われていた⁽¹⁶⁾。

しかし2000年以降、台湾の経済状態の停滞が顕著になり、消費水準も低迷すると、一般廃棄物の発生量が減少に転じ、その傾向は継続している。廃棄物の発生量の減少には、1990年代半ばから、飲料の容器や家電製品などを対象とした公的リサイクル制度が本格的に導入されたことも影響していると見られる。一方で廃棄物焼却場は、一部の地域でNIMBY問題 (“ Not in My Backyard ” の頭文字で、迷惑施設建設をめぐる地域エゴのこと) や地方派閥の介入などによる混乱があったが、財政的な補助などによる中央政府の推進政策を受けて各地で次々と建設が進められ、稼働し始めた。そうした状況下で、台湾全体ではむしろ焼却されるべき廃棄物の不足、焼却場の稼働率の低下が顕著になった。

雲林縣の林内郷烏塗村でBOO方式により建設が進められてきた廃棄物焼却場については、立法院と行政院環境保護署は、1つの縣・市に1つ以上の焼却場を建設するという政策の例外を認め、建設予算の支出凍結を決めた。「一縣市一焚化爐」政策により1996年に決定された15の建設計画のうち、2003年の時点までに6つの計画が停止に追い込まれ、他にも実質的に中断している建設計画があり、この政策は全体で見ても十分に達成されなかった。林内郷の建設計画では、建設地点の付近に周辺の多数の縣・市にまたがって水を供給する浄水場の建設が予定されおり、汚染が懸念されることや、経済性への疑問などが問題とされている。しかし、雲林縣政府はこの中央政府の方針転換による予算凍結に反対し、BOO方式であることを利用して予算支出を伴わないままの工事着工を認めた。この問題は雲林縣の地方政治を揺るがす大事件につながった。その点については次節で詳しく説明する。

4. 虎尾鎮の農地のカドミウム汚染問題

また、虎尾鎮の農地で隣接する化学工場が長年にわたって排出してきた排水中のカドミウムによって土壌が汚染されていることが2001年に発覚した。この工場はすでに製法を転換して現在はカドミウムを使用しておらず、カドミウムを排出していた当時はそれを規制する法令がなかったため、刑事責任を問われていない。カドミウム汚染の被害を受けて耕作を制限されている農民たちは適切な補償を得られずにいる⁽¹⁷⁾。

虎尾鎮でカドミウムに汚染された米が見つかったのは2001年6月だった。汚染源は水田につながる用水路の脇にある化学工場、台湾色料の工場排水だった。台湾における農地のカドミウム汚染の基準濃度は1ppmだが、カドミウムに汚染された米が作られていた農地では、最高で59ppmの土壌汚染が見つかった。「嚴重汚染」に区分される10ppmを超える濃度を示した農地が約3ヘクタールあった。汚染源となった台湾色料は30年以上にわたってカドミウムを年間30トンも使用して化学染料などを生産し、カドミウムを含む汚水を処理せずに排水し続けていた。汚水は排水路から直接農業用水路に流れ込んでいた。カドミウム汚染を知らされていなかった周辺の農民は、水路にたまった汚泥を引き上げて農地に入れていた。そのことが農地のカドミウム汚染をより激しくしたと考えられる。汚染が著しい農地では、酸を使って土壌を洗浄するという方法によるカドミウムの除去が試みられたが、カドミウムの除去が必ずしも十分ではないうえ、その方法では土壌中の栄養分も流失してしまうため、農地の生産力の回復は達成されなかった。なお、イタイイタイ病が発生した富山県神通川流域においては、土壌の入替えによる対策が主に行われており、酸による洗浄は試みられていない。

台湾色料の工場が汚染源であることは明確であったが、米と農地のカドミウム汚染が明らかになった時期には、同工場はすでにカドミウムを使った生産工程の使用を止めていた。また、同工場がカドミウムを含む汚水を未処理

で排水していた時期には、その排出を規制する法律が整備されていなかったため、カドミウム排出の違法性を問うことはできなかった。また工場はすでに雲林縣内に開発された斗六工業団地への移転を決めていた。2002年1月、公害糾紛処理法に基づく雲林縣の公害仲裁委員会の調停を受けて、被害を受けた農民の一部が工場との間で一定の補償金を受け取ることによって和解した。しかし和解に応じずに訴訟を模索した農民たちもいた。

5. 台湾プラスチック・グループの第六ナフサ分解プラント（六輕）建設

台湾最大の民間企業グループ、台湾プラスチック・グループによる第六ナフサ分解プラント（六輕）を中心とした石油精製・石油化学コンビナート建設計画が1986年に発表されて以来、様々な曲折を経て、雲林縣麥寮郷にプラントが建設されている。当初の建設予定地だった宜蘭縣利澤工業区ではすでに用地買収を進めていたが、地元民だけでなく宜蘭縣政府もこの計画に反対したために挫折した。1988年、次に候補地となった桃園縣觀音工業区では、地価が高かったために広大な用地を必要とするナフサ分解プラントの建設を断念した。

六輕建設計画の度重なる挫折を受けて、台湾プラスチック・グループの創業者、王永慶会長は、1990年1月、中国大陸を訪問し、同グループが福建省廈門の工業団地にナフサ分解プラントを中心とする石油化学プラントを建設する進出計画が表面化した。当時、台湾政府は中国大陸への直接投資を禁止していたが、実際には香港など第三国を経由した大陸への中小企業の進出は黙認されていた。しかし、石油化学プラントのような巨大な投資計画を台湾政府は容認できなかった。台湾プラスチックに対する説得工作がなされて1990年11月に中国大陸への投資計画は中断され、台湾プラスチックは1991年8月に雲林縣麥寮郷で六輕を建設することを決めた。台湾プラスチックに大陸中国への投資を思いとどまらせるために、政治的な圧力と同時に様々な形で便益供与の約束が政府との間でなされたと見られる。

六輕のナフサ分解によるエチレン生産能力は年間45万トンで、原料として必要な年間160万トンのナフサをプラント内で自給するため石油精製施設も併設し、輸送のための麥寮工業港の建設も伴った巨大プラントであった。直ちに行政院環境保護署による環境影響評価が行われ、1992年1月、基準に合致する公害防止対策を行うことを条件に建設計画が認められた。六輕とその関連プラントの建設費は総額約900億元で、そのうち約25%にあたる225億元が公害防止投資にあてられた⁽¹⁸⁾。雲林縣では、一部では六輕計画に対する反対運動があったが、宜蘭縣のような地方政府による計画反対の動きは見られなかった。いずれも台湾のなかでは経済開発が相対的に遅れていた宜蘭縣と雲林縣において両縣政府の対応は異なったものであった。

六輕のプラント建設は1999年には一部が完成し操業が始まった。外界から隔離された巨大プラントでは、警察権力や地方政府の立入りも容易でない程の状況であった。開業当初の1999年9月に、プラント内でタイ人とフィリピン人が外国人労働者同士で衝突する事件が発生している。そうしたトラブルはその後も発生していると見られるが顕在化していない。また地元のNGOによると、六輕からの大気汚染物質の排出によるらしき農業被害も見られたが、政府は調査を行わず、メディアも大きく取り上げなかったという⁽¹⁹⁾。

台湾の西海岸で開発が遅れていた雲林縣では、大規模開発は1990年代から本格的に始まったばかりである。他にも、沿海部の大規模開発としては、台西郷での離島工業区の建設が進められているが、建設に伴う海流の変化と土砂などによる海洋汚染により、周辺の牡蛎養殖業者が被害を受けているという問題もある。開発が遅れている地域で地方政府が経済開発を推進することはやむをえないかもしれないが、環境保護に配慮しない開発や、希少な自然資源を短期的な利益のために破壊する開発は、長期的な視点から見た地域社会の発展にはつながらないであろう。

第4節 雲林縣における地方政治と環境政策

前節で示したように、雲林縣では様々な形で「開発と環境」をめぐる諸問題が発生しており、その多くが地方の政治利権と密接に関連している。この節では、1999年から2004年まで縣長として雲林縣で多大な政治勢力を誇った張榮味に焦点を当て、雲林縣の地方政治の状況を簡単に説明し、環境問題への取組みとの関連を述べる。

雲林縣では国民党の勢力が強く、2005年まで民進党が縣長選挙で勝ったことはなく、縣議会でも国民党が常に多数を占めてきた。権威主義体制期を通じて、雲林縣の地方政治は、基本的には国民党系の複数の地方派閥の争いの場であった。1999年から2004年まで雲林縣長をつとめた張榮味は1957年生まれで、縣議會議員、議長を経て、自らの地方派閥を形成し勢力を伸ばしていった。そして蘇文雄縣長の急死によって1999年11月に行われた選挙に無所属で立候補し、他の地方派閥から出た国民党の公認候補や民進党の候補と激しい選挙戦をくりひろげて当選した。その後、2000年に行われた総統選挙での協力を得るために、国民党は張榮味縣長の復党を認めた。縣長職を手に入れて、国民党の支持も取りつけた張榮味は、雲林縣における政治的支配を強め、他の地方派閥を押し退けて勢力をさらに拡大していった。

2004年の総統選挙での再選を目指していた陳水扁総統は、雲林縣での選挙を有利に進めるために、張縣長の取込みを図ろうとしていた。外交関係を持つ国に限られるため数少ない総統の外遊の機会に張縣長を同行させたり、全國運動會(国体に相当)を雲林縣で開催させてそれに伴う公共支出、公共建設計画を雲林縣に配分したり、様々な形で張縣長と雲林縣に利益を誘導しようとした。すでに国民党に復党していた張縣長は国民党の連戦候補を支持するべきであったが、陳総統が送る秋波に対して曖昧な態度をとり続け、さらなる便宜供与を引き出そうとしていた。しかし結局、陳総統の工作は成功せず、張縣長は国民党の連戦候補を支持することを表明した。2004年3月の総統選

挙の結果は、陳総統が接戦を制して再選を果たした。雲林縣での投票結果は、選挙前の予想に反して陳総統の圧勝であった。雲林縣で行われた選挙で民進党のこれ程の圧勝は初めてであった。この選挙結果は、張縣長の威信を急落させ、縣内での政治基盤を一気に危うくさせるものであった。

こうした状況下で、林内郷における廃棄物焼却場建設にかかわる汚職の容疑で、2004年6月に雲林縣政府環境保護局の幹部らが、7月には林内郷長が逮捕された。張縣長に対しては検察から出頭要請がなされたが縣長は応じず姿を隠したため、同年8月に指名手配された。同時に張縣長は停職となり、副縣長が代理をつとめた。2004年12月11日の立法委員選挙の前日に、雲林縣内で張榮味の逮捕された。翌日の立法委員選挙では、雲林縣では無所属で立候補していた張榮味の妹、張麗善がトップ当選を果たした。また、最下位（6位）当選ではあったが、林内郷の廃棄物焼却場建設問題で張縣長を批判し、反対運動を続けていた湖本村の元村長で縣議会議員の尹伶瑛が、台湾独立派の台灣團結聯盟（台聯）から立候補し、立法委員に当選した。

張榮味は廃棄物焼却場建設にかかわる汚職の容疑を否定し、2004年の総統選挙で陳総統を支持しなかったことに対する陳水扁政権による政治的な報復であると主張した。張榮味は、拘留されたままの状態でも2005年3月、最高裁判所にあたる最高法院が1994年に張榮味が雲林縣議会議長に選ばれた際の議長選挙での買収事件に関する張榮味の上告を棄却しこの事件の有罪が確定したため、ようやく縣長職を解職された。2004年8月の指名手配以来、縣長の代理をつとめていた副縣長は張榮味の腹心であったが、縣長解職の後、中央政府が送り込んだ代理縣長は雲林縣出身の民進党の政治家、李進勇であった。民進党は雲林縣で初めて、縣の予算や人事の権限を握った。

2005年12月の縣長選挙では、張派は自派の候補が国民党の予備選挙で候補指名を得ることができず、独自の候補を立てることができなかった。国民党の縣長候補となったのは張榮味と対立する許派の創始者の息子、許舒博立法委員であった。一方、民進党の縣長候補は、長年にわたって国民党による雲林縣支配に抵抗し続けた蘇治芬であった。蘇治芬の両親はいずれも権威主義

体制下で政治弾圧によって投獄された経験を持つ、雲林縣の有力な野党政治家であった。蘇治芬自身は1996年から2000年まで雲林縣選出の国民代表、2001年から2004年まで立法委員をつとめていた。2004年の立法委員選挙には立候補せず、雲林縣長選挙を目指していた。蘇治芬は環境政策への取組みも熱心に行ってきた。林内郷の廃棄物焼却場問題では、尹伶瑛ら地元の反対運動と共闘し、建設利権と汚職の疑いを追究し、張縣長を批判していた。また立法委員として虎尾鎮の農地のカドミウム汚染問題にも取り組んでいた。2004年の立法委員選挙では、民進党員でありながら台聯から立候補した尹伶瑛を実質的に応援し、当選させている⁽²⁰⁾。

縣長選挙の運動では、蘇治芬はそれまでの国民党による大規模工業開発推進政策を批判し、農業振興による雲林縣経済の立直しを主張した。そのキャッチフレーズは「農業首都」であった。実際、台湾プラスチック・グループの第六ナフサ分解プラントや臨海埋立てによる離島工業区の建設などの大規模開発は飛び地的な工業化をもたらしたにすぎず、地元の経済振興や雇用の拡大に必ずしもつながっていなかった。蘇治芬は雲林縣が競争力を持つ農業、畜産、水産業をさらに振興することによる経済開発を目指すことを選挙戦で訴えた。

縣長選挙の結果は、予想に反して蘇治芬の圧勝であった。台湾全体で見ると、2005年12月の統一地方選挙（縣・市長選挙、地方議会選挙など）は与党民進党の大敗であったが、雲林縣では民進党が初めて縣長選挙での勝利を得た。蘇治芬は、雲林縣で初めての女性の縣長でもある。一方、同時に行われた縣議會議員選挙では民進党は43議席中6議席しか獲得できなかった。張派は縣議会で多数を占め、張榮味の雲林縣での政治勢力はまだなくなっていない。縣長に就任した蘇治芬は、民進党の雲林縣議會議員で副議長もつとめた林源泉を副縣長に指名した。林源泉は台湾プラスチックの六輕建設問題では反対運動の先頭に立ち、離島工業区建設に伴う地元台西郷の漁業被害問題にも取り組む環境保護派であり、蘇治芬の政治姿勢とも近いと見られる。蘇治芬縣長は、張縣長と縣政府の汚職問題が明らかになって以後も建設が続いていた

林内郷の廃棄物焼却場の建設，使用を止めると発表した。

また，蘇治芬による「農業首都」政策は，雲林縣の開発の方向を大きく転換させることを主張したものである。特に2002年1月のWTO加盟により，台湾の農業保護政策は転換を迫られてきたが，果樹などのように国際競争力を持ちうる産品については，逆に中国大陸などの新たな市場への輸出を模索することにより発展する可能性が開かれた。蘇治芬による「農業首都」政策は，農産品輸出による農業振興を模索する中央政府の行政院農業委員会の政策とも連携しうるものであった。

前節であげたいずれの環境問題，開発問題においても，地方分権化によって権限が強まり財源，人員が以前よりも拡充したはずの地方政府がイニシアティブをとって問題解決に努力すれば，問題は深刻化せずに別の展開を見せていた可能性が高い。しかし，張榮味縣長時代の雲林縣政府は，環境保護運動の訴えに対しては冷ややかで，むしろ開発を推進する立場を一貫してとり続けていた。また，すでに発生してしまった環境汚染問題の解決にも熱心とはいえなかった。林内郷の廃棄物焼却場建設問題においては，中央政府が環境問題の存在と経済的非効率性を認めて計画を停止しようとしたにもかかわらず，地方政府の権限を使った抵抗と，公共建設へ導入されたBOO方式によりそれを覆してしまった。

雲林縣政府の開発推進の態度は，張縣長が建設業者に近い立場にあり，地方政治の利権と結びついていたことと深く関係していると考えられている。中央政府は，このような事態に有効な対抗策をとることができない。2004年3月の総統選挙において雲林縣で縣長の協力を得ての得票を伸ばすために，陳水扁政権は新たな公共建設を誘導することによって張榮味縣長に近づき，その取込みを図った⁽²¹⁾。中央政府の民進党政権が開発を推進する縣長に利権の誘導を通じて近づこうとしていた状況下では，縣長の開発を優先する政策に対して，中央政府が環境保護の側面を重視して適切な歯止めをかけることはあまり期待できなかった。

先に述べたように，1980年代半ばまで続いた国民党の権威主義体制下で，

国民党はそれぞれの地方で複数の派閥を競争させ、特定の政治勢力がある地方を長期的に支配し続けることを巧みに防いでいた⁽²²⁾。民主化以降は国民党によるそのような地方政治派閥への統制は効力を失う。また、1988年から2000年までの李登輝政権下で政治的自由化、民主化は進展したが、その一方でそれまで舞台に直接出ることがなかった地下勢力が政治家として表の世界に直接登場し、政治家に対して圧力をかけ、さらには自ら政治家として登場するなど、政治的影響力を強めてきた。国民党政権の権威主義体制下で強権的な支配が抑え込んでいた地下勢力が、李登輝政権で抑えがきかなくなって政治的利権に公然と介入するようになったのである。「黒金」の問題（「黒」は「黒道」、ならず者、「金」は金権政治）は、台湾の民主化がもたらした最悪の副産物とされている。

雲林縣においても、権威主義体制下では地方の政治派閥は複数存在し、派閥同士が競い合い、擬似的な政権交代を国民党に強いられることによって、特定の地方派閥が雲林縣全体を長期にわたって支配するという事態は巧妙に回避されていた。しかし民主化以後は、雲林縣においてもそのような歯止めがきかなくなっていた。張縣長は、国民党を離党して当選したが、その後国民党に復帰したうえに、民進党政権にも近づき、政治的基盤を強化し、縣内に有力な対抗勢力が対峙することが困難な状況ができあがっていた。

以上に見たように、台湾における地方政府の環境政策は、民主化が地方分権化をもたらし、地方分権化が地方の環境政策を推進するという単純な図式だけでは理解できない状況となっている。それぞれの地域に複雑な地方政治と利権があり、経済開発と密接に関係している環境政策、資源保全政策は、常にその政治過程の利害調整を経て進行せざるをえないのである。雲林縣の例から明らかなように、地方政府の環境政策も民主化の副産物である「黒金」問題の影響を受ける場合がある。以上のような問題を克服するためには、地域社会の基層で民主化を定着させる試みが必要と考えられる。

雲林縣では、林内郷の廃棄物焼却場建設に関する汚職事件での検察権力の介入により、地方政治に大きな変化がもたらされつつある。汚職事件での速

捕により強権的に排除された張元縣長の政治勢力はまだ残っており、今後の地方政治と縣政府の動向は不透明な状況にある。汚職事件については、2005年12月の縣長選挙の前、10月に張榮味に雲林地方法院で懲役14年という内容の一審判決が言い渡された。この判決以前にすでに関係した県政府関係者らに有罪判決が言い渡されており、張榮味の有罪も予想されていたものだった。しかし、2006年5月の二審判決では、張榮味に無罪が言い渡された。その後張榮味は雲林縣の地方政治の表舞台には登場していないが、地方派閥としての張派の勢力は依然として有力な存在となっている。

第5節 まとめと展望

本章では詳しく紹介することができなかったが、台北市、高雄市などの大都市では、すでに民主化の初期段階から環境政策は市民の最も重大な関心事のひとつであり、環境政策への取組みを積極的に表明し成果を上げなければ地方政治の競争を勝ち抜くことはもはや難しいであろう。特に行政院（中央政府）の直轄市である台北市と高雄市の政府は、他の縣・市政府と比較して独自の財源を多く持っており、財政的にも同規模の縣・市政府よりも格段に恵まれている。そのため、独自の公共政策を行う財政的な基盤に恵まれている。環境政策についても、経済的手段の一種である建設工事による大気汚染の費用徴収を台北市が条例で独自に行っている事例などのように、中央政府に先がけた新たな政策を行っている場合もある。家庭からの一般廃棄物収集で置き場への堆積を禁止して収集車が来たときにのみ収集を受け付ける制度（「不落地」とよばれる）は、民進党市政下の台北市でまず導入され、高雄市や台南市など、民進党が首長を取った大都市を中心とした地方政府へ波及している。大都市部での革新的な環境政策の連鎖的普及と、後発地域での環境政策の停滞が併存している。環境政策が台湾全体で十分な成果を上げて定着するためには、雲林縣のような後進地域の動向が大きな課題となっている。

本章で事例として取り上げた雲林縣は、台湾のなかでは比較的後進地域であり、地域住民の環境保全に対する意識も高くなく、地方政府の環境政策への関心は低く、地方政治家らはむしろ経済開発を強く推進することで政治的な求心力と支持を獲得することを目指していた。民主化が実質的にもたらした分権化は、そのような地方政府の政治力を強化し、Tang and Tang [2006] が主張したように、短期的には地方における環境政策の発展を妨げ、地方政府が産業化により重点を置く開発戦略をとることを可能にしたといえる。Tangたちが主張する、民主化と分権化が長期的に環境政策を促進する効果については、台湾西海岸の後進地域である雲林縣においても、2005年以降の地方政治の大きな変化を見る限り、そうした方向性を見いだすことは可能であるように思われる。

一方で、民主化がもたらした縣民の意識の変化が、産業化の追求とは異なった開発戦略である農業振興を主張する蘇治芬への縣長選挙での支持につながったと見ることができる。雲林縣における地方政治の大きな変動のすべてが環境問題に関連して起こっているとはいえないが、「開発と環境」にかかわる問題のとらえ方と経済開発をどのように方向付けるかが、最も重要な要因のひとつであったことは明らかであろう。今後の課題は、Tangたちの分析で明らかになったように、環境政策への社会的な要求、圧力を受けて、環境保全に利害と関心を持つ多くの主体の参加を保障し、それらの主体間の複雑な関係を調整し、政策を有効に実施していくための制度改革と社会関係の組替えが必要になるであろう。Tangたちは、民主化、分権化自体にそのような革新と構造変化を促す効果が内在することを示唆している。そのような社会変動が雲林縣のような相対的に開発が遅れた地方の地方政治のなかでいかに実現されていくかについて、今後も注視していく必要がある。

〔注〕

- (1) 国民党政権による地方政治の支配については、若林 [1992]、Wu [1987] などを参照。
- (2) 寺尾 [2005: 第 5 節] では、台中縣、台南縣と雲林縣を事例として取り上げ、

地方政治と地方環境政策との関連を論じている。地方分権化は、いずれの地方政府においても必ずしも環境政策の推進につながっていない。雲林縣は台湾のなかでも特に地方政府の開発推進の施政の強化が目立つ事例といえる。

- (3) 植田 [1993], 寺尾 [1993] などがあげられる。それらの議論では、日本の高度成長期以降の産業公害対策が中央政府よりも地方自治体が主導して進展したことと対比されて、台湾で経済発展の進展と比べて環境政策の展開が遅れたことの重要な要因としてあげられてきた。
- (4) 台湾の地方政府の分類と位置づけについては、川瀬 [2004] を参照。
- (5) 中央政府と地方政府の権限関係についての詳しい法的な議論は、蔡 [2004] および劉 [1998] 等を参照。
- (6) 行政院環境保護署 [2003a] および寺尾 [2005] を参照。
- (7) 「国家環境保護計画」と「地方環境保護計画」については、行政院環境保護署 [2003b] を、また「地方環境保護計画」の策定状況については彭 [2006] を参照。
- (8) 環境政策の分析ではないが、関連する分野でもある社会福祉政策への地方分権化の影響についての研究としては、王 [2004] などをあげることができる。
- (9) 地下水層は「所有権」(property rights) の設定が困難であり比較的簡単な設備により誰でも利用可能な「共有資源」(common property resources) という性格を持っている。より正確には地域社会による自主的な管理が「共有資源」よりもさらに困難な「オープン・アクセス資源」(open-access resources) と考えられ、政策的介入が必要とされる。
- (10) 雲林縣の事例については、主に2002年11月、2003年2月に現地で行った調査に基づく。
- (11) 雲林縣環境保護局 [2003: p.XI, 表 3] を参照。いずれも2001年のデータに基づく。
- (12) 同上, p.XVの表 5 を参照。データは2003年時点。
- (13) 同上, p.81の図2.2.3を参照。データは2002年時点。
- (14) 同上, p.83の表2.2.3を参照。データは2002年時点。
- (15) 雲林縣林内郷湖本村で2003年2月に行った調査に基づく。林内郷湖本村の八色鳥の保護運動については、Tang and Tang [2003], およびTang [2006], 陳 [2003] などを参照。
- (16) 台湾の一般廃棄物管理政策の変遷のなかでの雲林縣の焼却場建設問題を説明した文献として、蘇 [2004] があげられる。
- (17) 畑明郎教授 (大阪市立大学), 李秀容氏 (台湾環境權益促進會), 傅志男氏, 林岱瑾氏 (ともに高雄市教師會生態教育中心) と合同で2002年11月5日に行った雲林縣虎尾鎮における現地調査に基づく。以下は、調査の記録である畑 [2004: 165-169] および傅 [2003] などに基づく。なお、カドミウムは日本の四

大公害訴訟のひとつにあげられるイタイイタイ病事件の原因物質であり、神岡鉱山により汚染された神通川流域のカドミウム米を長期にわたって食べ続けた農民が主な被害者となった。

- (18) 台湾プラスチック・グループの第六ナフサ分解プラント建設計画の経緯については、寺尾 [1993: 175-177] を参照。台湾企業による大陸中国への石油化学プラントの進出の動きはその後も続いた。王永慶は何度も中国大陸への投資の意向を表明し政府に対して揺さぶりをかけ続けた。1990年代後半からは台湾プラスチックを含む複数の民間大企業がすでに大陸中国への大規模プラントの進出を実現させている。
- (19) 2003年2月に行った現地調査に基づく。
- (20) 2004年8月の張榮味の指名手配以来の雲林縣の政治状況については、小笠原 [2004, 2006] を参照。
- (21) 雲林縣における地方政治の状況については、小笠原 [2000, 2003] を参照。陳水扁政権が雲林縣への露骨な利権誘導を行ったが、張榮味縣長は2003年11月に野党国民党の連戦候補を支持することを表明し、陳水扁政権は張榮味縣長の取込みに結局は失敗した。にもかかわらず、2004年3月20日の総統選挙では、雲林縣で現職の陳水扁は前回2000年総統選挙での実績を大きく上回る60%あまりを得票した。
- (22) 権威主義体制下の国民党政権による地方政治への介入と操作については、若林 [1992] を参照。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 植田和弘 [1993] 「台湾の環境政策と日本モデル」(小島麗逸・藤崎成昭編 『開発と環境 東アジアの経験』アジア経済研究所 253-267ページ)。
- 小笠原欣幸 [2000] 「雲林縣からみた2000年総統選挙」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/yunlin2000.html> 2007年2月20日アクセス)。
- [2003] 「2004年総統選挙の見通し (I)」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/prospects2004.html> 2007年2月20日アクセス)。
- [2004] 「雲林縣・張榮味県長の末路 (その 1)」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/zhangrongwei2004.html> 2007年2月20日アクセス)。
- [2006] 「雲林縣・張榮味県長の末路 (その 2)」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/zhangrongwei2005.html> 2007年2月20日アクセス)。

- 川瀬光義 [1996] 「台湾の地方自治と地方財政 孫文の建国構想はどう実現したか」(川瀬光義『台湾・韓国の地方財政』日本経済評論社 13-38ページ)。
 [2004] 「地方自治 『精省』後の自治体財政」(佐藤幸人・竹内孝之編「陳水扁 再選 台湾総統選挙と第二期陳政権の課題」アジア研トピックスレポート No.51 アジア経済研究所 101-114ページ)。
 佐藤幸人 [1992] 「台湾 開発独裁の負の成果」(藤崎成昭編『発展途上国の環境問題 豊かさの代償・貧しさの病』アジア経済研究所 62-77ページ)。
 寺尾忠能 [1993] 「台湾 産業公害の政治経済学」(小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境 東アジアの経験』アジア経済研究所 139-199ページ)。
 [2005] 「台湾における民主化、分権化と環境政策 政策形成過程と執行をめぐる政治経済学」(寺尾忠能・大塚健司編『アジアにおける環境政策と社会変動』アジア経済研究所 169-212ページ)。
 畑明郎 [2004] 「台湾のカドミウム汚染」(畑明郎『拡大する土壌・地下水汚染 土壌汚染対策法と汚染の現実』世界思想社 165-169ページ)。
 若林正文 [1992] 『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会。

< 中国語文献 >

- 傅志勇 [2003] 「2002-11-05雲林縣虎尾鎮鎳米事件現場勘日記」(『生態中心季刊』高雄市教師會生態教育中心 第11期 1月)。
 何明修 [2006] 『綠色民主 台灣環境運動の研究』台北 群學出版。
 李建良 [2004] 「環境行政程序の法制與實務 以『環境影響評估法』為中心」(『月旦法学』No.104 1月 45-67ページ)。
 劉宗徳 [1998] 「中華民國環境保護之法制與手法」(劉宗徳『行政法基本原理』台北 學林文化事業 495-537ページ)。
 彭衍順 [2006] 「從地方環境保護計畫到地方永續發展策略規劃」(未公刊)。
 蔡秀卿 [2004] 「中央與地方間之爭議解決法制之現況與課題」(『月旦法学』No.104 1月 21-32ページ)。
 蘇俞龍 [2004] 「環境糾紛中不同角色之觀點及互動關係探討 以雲林縣林內焚化爐糾紛事件為例」南華大學環境管理研究所碩士論文。
 王湧泉 [2004] 「徘徊在中央集權化與地方分權化的台灣社會福利體制」(『高雄應用科技大學學報』第33期 171-192ページ)。
 行政院環境保護署 [2003a] 『地方環保機關績效考核計畫』台北 行政院環境保護署。
 [2003b] 『九十二年度推動國家及地方環境保護計畫』(執行單位:財團法人環境資源研究發展基金會)台北 行政院環境保護署。
 雲林縣環境保護局 [2003] 『雲林縣地方環境保護計畫』斗六 雲林縣環境保護局。
 陳佳珣 [2003] 「八色鳥看台灣生態保育的困境」(『生態中心季刊』高雄市教師會生

< 英語文獻 >

- Tang, Ching-ping [2006] “Transforming Grassroots Environmental Movements in Democratizing Local Environmental Policy in Taiwan,” in Ching-Ping Tang, Ming-sho Ho and Tadayoshi Terao, “Local Environmental Politics and Policy in Taiwan,” JRP Series No.139, Chiba: Institute of Developing Economies, pp.1-19.
- Tang, Ching-ping, and Shui-yan Tang [1997] “Democratization and Environmental Politics in Taiwan,” *Asian Survey*, 37(3), pp. 281-294.
- Tang, Shui-yan, and Ching-ping Tang [2003] “Local Governance and Environmental Conservation: Gravel Politics and the Preservation of an Endangered Bird Species in Taiwan,” *Environment and Planning A*, 36(1), pp. 173-189.
- Tang, Ching-ping, and Shui-yan Tang [2006] “Democratization and Capacity Building for Environmental Governance: Managing Land Subsidence in Taiwan,” *Environment and Planning A*, 38(6), pp.1131-1147.
- Wu, Nai-teh [1987] “The Politics of Regime Patronage System: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime,” Ph. D. dissertation, Department of Political Science, University of Chicago.